

租税条約交渉の相手国の選定

前主税局参事官
(主計局主計官 (外務・経済協力・経済産業))
武内 良樹

第1. はじめに

租税条約というのはひとたび締結をすればそれですべてが完了するという性格のものではなく、締結後もその内容がその後の両国の経済状況等に照らして見直しを要しないかフォローし、必要に応じて改めて交渉を行い、条約を改定していくことが求められる。また、未だ租税条約を締結していない国々から、我が国との間でこれを締結したいという熱心な要請が数多く寄せられてきているのも現状である。

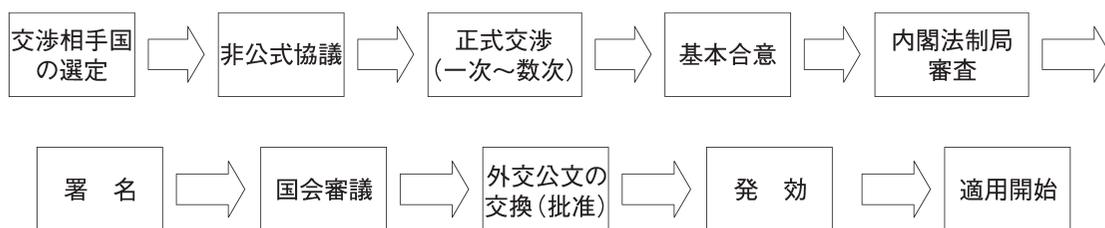
租税条約の締結に向けての交渉に際しては、相手国の税制の把握はもとより、相手国の租税条約締結に際しての政策方針（租税条約ポリシー）の理解、相手国と他国との間の租税条約例の研究、我が国企業が相手国で税務上経験している問題点の調査などの様々な要因を十分に踏まえる必要がある。そして、その上で、交渉を通じ、我が国の租税条約ポリシーに可能な限り近い内容での合意を目指すわけであるが、二国間交渉の常として、相手国の合意を取り付けるために、全体のパッケージを考えながら、個々の論点については、相手国の特殊な事情を踏まえた固有の解決策で妥結することもあり得るのである。したがって、租税条約交渉に必要なとされる労力というのは、相手国の経済力の大小などに必ずしも比例するものではなく、また、一

国との交渉の経験が他国との交渉の際に幅広く応用できるとは限らないのである。

(注) 条約交渉に要する労力という観点からは、一般的には、OECDモデル租税条約を前提に議論することが可能な先進国を相手とする方が、国連モデル条約を出発点に交渉しなければならない開発途上国相手よりも負担が軽いと言えよう。OECDが非加盟国である開発途上国を相手に税制に関する啓蒙活動的な意味合いを有するアウトリーチ活動を展開し、我が国がこれを積極的に支援している背景には、アウトリーチ活動がひいてはこういった国々との租税条約交渉をより効率的に進めることにつながるという認識がある。

このような中、財務省主税局参事官室では、外務省とも連携をとりつつ、租税条約交渉の任に当たっているのであるが、参事官室の総数20数名中、租税条約交渉を担当している者は10名強と数に限りがあるのが現実である。この与えられたスタッフでは並行して交渉を進めることのできる国の数は自ら制約され、我が国の租税条約ネットワークを一層充実したものとしていくためには、まずは、数多くある候補国の中で具体的にどの国を相手に交渉を始めることとするのかの選定が極めて重要となってくる。

(資料1) 租税条約ができるまでの流れ



そこで、本稿では、実際に交渉相手国を選定するに際して考慮することが考えられるいくつかの視点を例示することとしたい。なお、実際の条約相手国の選定は、本稿に挙げた要因以外の様々な要因も加味した上で、政府全体として総合的に判断し決定するものであり、本稿はあくまでも筆者の個人的な整理である。また、文中、意見にわたる部分については、筆者の個人的な見解であり、財務省の見解を代表するものではないこともあらかじめお断りしておく。

第2. 交渉の相手国選定に際してのいくつかの視点

以下では、実際に交渉相手国を選定するに際して参考にすることが考えられるいくつかの視点の例示として、(1)両国間の投資交流の深度、(2)我が国企業が相手国で稼得する投資所得に対する相手国の税率の水準、(3)進出先国における我が国企業と他国企業との間の競争条件、(4)現行租税条約において是正すべき事項の有無、及び(5)その他に考えられる視点の例、を順番に取り上げ、それぞれについて解説を加えることとしたい。

1. 両国間の投資交流の深度

租税条約の果たすべき役割が我が国の課税権の確保といったことにとどまらず、両国経済の活性化に資することにも期待されているからには、租税条約の締結はそれが

実際に両国間の経済活動に大きな影響や実益をもたらす国を相手とするべきであることは明らかである。したがって、条約交渉相手国を選定するに際しては、我が国と深い経済関係（投資交流）にある国を優先することが望ましく、この視点からの検討は大変に重要である。

投資交流の深度を表す一つの指標としては、我が国から各国への直接投資額、各国から我が国への直接投資額が考えられる。ちなみに、現在の我が国の租税条約ネットワークによって我が国の対外直接投資残高の8割以上がカバーされている。

これを見ると、我が国からの直接投資残高の上位3カ国はアメリカ、オランダ、イギリスの順であり、また、我が国への直接投資残高の上位3カ国はアメリカ、オランダ、フランスの順である。

両国間の投資交流の深度はストック・ベース以外にもフロー・ベースの直接投資額の数値にも反映されると考えられる。例えば、近年の中国との経済関係の緊密さの増大はこの数値に見てとることができ、これも一つの参考となろう。

さらに言えば、現在はまだ数値には表れていなくとも、今後の投資交流の発展の可

(資料2)

我が国から各国・地域への直接投資

(単位：億円)

	国・地域	直接投資残高 (2005年末)	直接投資(フロー)	
			2004年	2005年
1	アメリカ	176,399	8,146	13,599
2	オランダ	40,637	3,629	3,620
3	中国	28,965	6,348	7,262
4	イギリス	28,505	1,758	3,221
5	ケイマン諸島	21,230	2,971	4,260
6	シンガポール	13,874	147	634
7	タイ	13,718	2,027	2,355
8	フランス	13,304	27	607
9	オーストラリア	12,474	1,789	693
10	韓国	9,694	270	1,966

各国・地域から我が国への直接投資

(単位：億円)

	国・地域	直接投資残高 (2005年末)	直接投資(フロー)	
			2004年	2005年
1	アメリカ	51,559	1,483	85
2	オランダ	13,691	3,964	2,663
3	フランス	12,661	1,159	-88
4	ドイツ	6,937	1,261	259
5	ケイマン諸島	6,578	-843	1,218
6	カナダ	4,512	955	-1,098
7	イギリス	3,563	-342	155
8	香港	3,068	323	1,129
9	スイス	2,659	113	-908
10	シンガポール	2,537	428	679

(備考) 直接投資(フロー)のマイナスの数値は、その年の投資の回収額が投資額を上回ったことを示す。

(出所) 日本銀行「国際収支統計」

能性という点を勘案することも考えられる。こういった観点からは、例えば、豊富なオイル・マネーの投資先を求めている産油国からの証券投資等と呼び込むため、これらの国々から要望があるのであれば、新たに租税条約を結ぶことも一つのオプションとして考えられ得るところである。

いずれにせよ、投資交流の深度という視点はこれまでの選定過程でも重視されてきており、最近の条約交渉の相手国を見ても、リストのトップにあるアメリカとの間では2004年3月末に新条約が発効しているほか、上位にあるイギリスについても本年中の新条約の発効を待っているところである。また、フランスについてはすでに基本合意済みであり、オランダとも交渉中である。このように、今後とも我が国の条約交渉相手国としては経済関係のより密接な欧米諸国、アジア諸国を中心に考えていくことと

なろう。

(注) 我が国がそれまでの租税条約ポリシーを大幅に変更し、①投資交流を一層促進するために投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに(親子間配当の一部、金融機関等受取利子、使用料についての源泉地国免税等)、②条約濫用を防止するための「特典条項」を導入した最初の租税条約は2004年に発効したアメリカとの間の新租税条約である。このような大きな政策転換は、まさに相手国が我が国と経済的に最も密接な関係にあるアメリカであったからこそ決断できたのであり、かつ、意義のあるものとなったと考えられる

2. 我が国企業が相手国で稼得する投資所得に対する相手国の税率の水準

租税条約を、投資所得に係る源泉地国課税の源泉徴収税率の引き下げを通じての投

資交流の促進のための手段と位置づけた場合、租税条約に定められている限度税率が高い国ほど（租税条約未締結国の場合にはその国の国内法に定められている非居住者・外国法人に対する税率の高い国ほど）、低い限度税率を盛り込んだ新しい租税条約を締結する意義が大きいことになる。

我が国のこれまでの租税条約における投資所得に係る限度税率を主だった国について一覧表にしてみた。

日米新租税条約と同程度に源泉地国での課税を減免しているのは、主要欧米先進国との間でも、イギリス（と今般基本合意したフランス）との間に限られており、今後、同様の内容で合意するべく、他の先進国とも順次交渉を行っていく必要があることが見てとれよう。

また、開発途上国との関係でも、例えば、限度税率が20%を超えるような高率の税率が残っているような国との租税条約は、限度税率が10~15%とされている条約に比べ見直す必要性が高いと言えよう。ただし、租税条約上の限度税率が高くても、その後に相手国が国内法を改正し、実際に適用される税率が引き下げられているような場合には、実際に高い税金を課されることにはならず、そのような場合の租税条約の改定は、相手国が国内法改正によりその税率を一方的に引き上げることに對して歯止めとなるという意味合いを有することになる。

(注) 開発途上国側は税収減に直結する投資所得に関する限度税率の引き下げに難色を

示すことが多い。こういった国々との間では、限度税率の引き下げを通じて我が国からの投資を呼び込むことが自国の経済発展につながり、ひいては税収にも貢献するであろうということを根気強く説得していくこととなる。

3. 進出先国における我が国企業と他国企業との間の競争条件

これも投資交流の促進という観点からの視点であるが、相手国に進出している我が国企業が、他国から進出している企業と比較して不利な立場に置かれてはいないかというものである。相手国が他国と締結している租税条約が我が国と相手国との間の租税条約に比し進出企業にとって有利となっているような場合には、改正交渉の開始を相手国に申し入れる1つの要因となるのである。

この問題は相手国による源泉地国課税の対象、範囲、税率などがどうなっているかという問題であり、例えば、我が国と当該国との間の租税条約にある恒久的施設（PE）の定義が、相手国が締結している他の租税条約の規定よりも広い場合には、当該国における我が国企業が競争上不利な立場に置かれている可能性があることになる。この点で典型的なのは我が国とパキスタンとの間の租税条約である。現行の日・パキスタン租税条約は1961年発効と我が国にとり最も古い条約となっており、PEに関する総合主義という源泉地国に広範な課税権を認める内容となっている。これは現在の我が国租税条約締結ポリシーに反するのみならず（次の4.に掲げる視点）、パキスタンは他の国々との租税条約では既に

(資料3) 我が国の租税条約における限度税率

相手国名 (最終署名年)	配当		利子	使用料
	親子会社間(*1)	一般		
主要欧米諸国				
アメリカ(03)	免税(50%超、間接含)	10%	免税(金融機関等)	免税
	5%(10%以上、間接含)		10%(その他)	
イギリス(06) (*2)	免税(50%以上、間接含)	10%	免税(金融機関等)	免税
	5%(10%以上、間接含)		10%(その他)	
イタリア(80)	10%(25%以上)	15%	10%	10%
オランダ(92)	5%(25%以上)	15%	10%	10%
カナダ(99)	5%(25%以上)	15%	10%	10%
スイス(71)	10%(25%以上)	15%	10%	10%
ドイツ(83)	日本源泉：10%(25%以上、 間接含)	15%	10%	10%
	ドイツ源泉：—			
フランス(95)	免税(適格居住者、15%以上)	15%	10%	10%
	5%(その他、15%以上)			
フランス(新) (*3)	免税	10%	免税(金融機関等)	免税
	5%			
主要アジア大洋州諸国				
インド(06)(*2)	10%		10%	10%
インドネシア(82)	10%(25%以上)	15%	10%	10%
韓国(98)	5%(25%以上)	15%	10%	10%
シンガポール(94)	日本源泉：5%(25%以上)	日本源泉：15%	10%	10%
	シンガポール源泉：免税			
タイ(90)	15%(その他)		10%(金融機関等)	15%
	20%(産業的事業法人支払分)		25%(その他の法人) —(その他)	
中国(83)	10%		10%	10%
フィリピン(80) (*3)	10%(25%以上)	10%(創始企業支払分)	10%(公社債、創始 企業支払分)	10%(創始企業支払分)
		25%(その他)	15%(その他)	15%(映画フィルム) 25%(その他)
マレーシア(99)	日本源泉：5%(25%以上)	日本源泉：15%	10%	10%
	マレーシア源泉：免税			
オーストラリア(69)	15%		10%	10%
その他(高率の限度税率を含むもの)				
オーストリア(61)	10%(50%超)	20%	10%	10%
パキスタン(60)	日本源泉：15%(1/3以上)	—	30%	—
	パキスタン源泉：6.25% (1/3以上、産業的事業法人支払分)			
ブラジル(76)	12.5%		12.5%	12.5%(一般)
				15%(映画ラジオ)
				25%(商標)

(*1) カッコ内の%の数字は親子会社間の持株割合の要件を示す。間接保有を含める場合は「間接含」と記載している。

(*2) イギリス、インドとは条約改正につき本年5月に国会にて承認済み。インドについては6月末に発効済みであり、イギリスについては今後、外交上の公文の交換を経て発効される。

(*3) 本年7月にフランス及びフィリピンとの条約改正について基本合意に達したところ(フィリピンとの改正条約における限度税率については相手国との関係から公表していない)。

(資料4) オーストラリアと日米英各国との租税条約における投資所得に対する限度税率

	配当		利子	使用料
	親子間 (持株要件)	その他		
日豪条約 (1969年)	15% (親子間配当軽減なし)		10%	10%
豪米条約 (2001年)	免税 (80%以上) 5% (10%以上)	15%	免税 (金融機関) 10% (その他)	5%
豪英条約 (2003年)	免税 (80%以上) 5% (10%以上)	15%	免税 (金融機関) 10% (その他)	5%

(注) 条約名の下のカッコ書きは各条約の最終改正署名年である (日豪は原条約の署名年であり、その後改正はなされていない)。

放棄している規定であり、その分、我が国企業は不利となっているのである。

同様の問題は投資所得に係る限度税率についてもあり得る。我が国との間の租税条約だけをみれば高率とは思えない限度税率であっても、仮にこの国が他の国々との間でより低い限度税率を内容とする租税条約を締結している場合には、我が国企業の競争上の不利となるのである。この観点からの一例としてオーストラリアが挙げられる。現行の日・オーストラリア租税条約にある限度税率自体は最高でも15%と新日米租税条約前の我が国の条約例に沿った内容とはなっているが、これはオーストラリアがアメリカやイギリスと締結している租税条約にある限度税率と比較するとまだまだ高く、この限りにおいて、オーストラリアでの我が国企業の競争力は、アメリカやイギリスからの進出企業に劣る状態にあることになる。

4. 現行租税条約において是正すべき事項の有無

この視点からの検討には2つの類型があると考えられる。

一つは、既存の租税条約中に現時点の我が国の租税条約ポリシーに照らして問題となる規定はないかという観点からのチェックである。条約締結当時は妥当であるとして合意したものの、その後の政策変更により今日では合意することが適当ではないとされる条項を洗い出し、その内容いかんではこれを是正するべく交渉の開始を求める必要性が生じることになる。

条約が古くなればなるほど、そのような必要性が生じる可能性が高まることになり、前述した日・パキスタン租税条約にある総合主義を認める規定もその一例であるが、ここでは、その象徴的な例として、我が国がこれまでいくつかの開発途上国との間の租税条約で盛り込んできたみなし外国税額控除に係る規定を紹介することとしたい。

(資料5) わが国がみなし外国税額控除を供与する国

平成18年7月現在

	供与国	署名日	供与期限		供与国	署名日	供与期限
1	パキスタン	1960. 6. 28		11	タイ	1990. 4. 7 (1963. 3. 1)	
2	スリ・ランカ	1967. 12. 12		12	バングラデシュ	1991. 2. 28	
3	ザンビア	1970. 2. 19		13	ブルガリア	1991. 3. 7	2001年
4	アイルランド	1974. 1. 18	1981年から適用なし	14	トルコ	1993. 3. 8	2004年
5	スペイン	1974. 2. 13	1979年から適用なし	15	シンガポール	1994. 4. 9 (1961. 4. 11)	2000年
6	ブラジル	1976. 3. 23 (1967. 1. 24)		16	ヴェトナム	1995. 10. 24	2010年
7	フィリピン	本年7月に改正の基本合意(1980. 2. 13)	発効の翌年より10年間	17	メキシコ	1996. 4. 9	2005年
8	インドネシア	1982. 3. 3	1985年から適用なし	18	韓国	1998. 10. 8 (1970. 3. 3)	2003年
9	中国	1983. 9. 6		19	マレーシア	1999. 2. 19 (1963. 6. 4)	2006年
10	インド	2006. 2. 24 (1969. 4. 8)	2007年度の課税年度にて終了				

- (注) 1. 署名日は最終改訂署名日を示し、カッコ書きは、最終改訂以前に、みなし外国税額控除の供与を最初に盛り込んだ条約の署名日を示す。
 2. 網かけは、現在みなし外国税額控除の適用がない国を示す(アイルランド、スペイン及びインドネシアについては、先方の国内法の改正により、事実上失効している)。
 3. みなし外国税額控除の内容
 (1) 投資所得のみをその対象としている条約：パキスタン、スリ・ランカ、フィリピン
 (2) 投資所得及び事業所得をその対象としている条約：ザンビア、ブラジル、中国、インド、タイ、バングラデシュ、ヴェトナム、メキシコ、マレーシア
 このうち中国及びタイのみが、事業所得に関して、事案ごとにそれぞれ10年、13年という供与期限を設けている。

みなし外国税額控除制度とは、開発途上国に投資している先進国の法人が開発途上国において優遇措置により減免を受けた租税の額を、この法人が先進国において納付すべき税額から控除する(実際に納付したものとみなす)ことを認める制度であり、開発途上国への援助の色彩を持つものとして、我が国もこれまで19カ国との租税条約でその供与を認めてきたところである。

しかしながら、同制度には課税の公平性や中立性の観点から問題があると考えられるほか、OECDにおいても、その効果について疑問があり、濫用される可能性があるなどの議論がなされているところである。このため、近年の我が国の租税条約ポリシーにおいては、可能な限り同制度の見直

し・縮減を図ってきているところであり、仮に残すことを余儀なくされる場合であっても必ず供与期限を付し、一定期間経過後は失効することを確保することを大原則としてきた。

こういった視点に照らしてみると、中国を含む8カ国との租税条約は、それがかなり以前に締結されたこともあり、明白な供与期限が設定されていないことから、早急に見直しを要することになる。

(注1) 今般の条約交渉においてインドが投資所得に係る限度税率の一律10%への引き下げにあわせ、みなし外国税額控除制度について即時撤廃について合意に応じたのは、インドの近年の目覚ましい経済発展を受けて

のものであるとはいえ、ひとつの大きな前進であると考えている。この背景には、我が国からの租税条約ポリシーに基づく強い主張があったことに加え、インドの税務当局からみても、みなし外税控除制度の存在が税制上の優遇措置の存続を求める産業界からのプレッシャーにつながり、かえって負担となっていたという側面があったと考えられる。

(注2) 今般、日・比租税条約においても、みなし外税控除について、適用を改正議定書発効後10年間に限ると期限を設定する一方で、その10年の間は対象範囲を大幅に拡大することで基本合意がなされた。これは、発効後10年間に我が国からフィリピンへの投資を集中するよう奨励する意義を有していることになる。

現行租税条約において是正すべき事項のもう一つの類型としては、条約発効後に租税回避を可能とするような抜け穴は判明しなかったかという観点からのチェックであり、脱税は許さないという租税条約の本来の役割を果たすことを確実にするための作業である。

ここでの例としては匿名組合に係る所得の租税条約上の取り扱いの問題が挙げられる。匿名組合に係る所得については、租税条約中に特に規定を設け源泉地国の課税権を確保しない限り、「その他所得」に分類され居住地国のみが課税できることになる。しかるに、この居住地国が、例えばオランダのように完全な国外所得免除方式を採用し、居住者の稼得する国外所得については一切居住地国では課税しないこととしてい

る場合には、居住地国でも課税されないことになり、二重非課税の状態が生じることになる。現行日・オランダ租税条約ではこの間隙を利用され、日本の匿名組合への出資をオランダ法人から行わせることにより課税を免れるというスキームが広く用いられていることから、この抜け穴を塞ぐため、現在、両国間で交渉が行われているところである。

5. その他に考えられる視点の例

租税条約というのは我が国を取り巻く経済状況と歩調を合わせて内容を改めていくべきものであることから、我が国産業界、相手国産業界、さらには両国の税務執行当局から新たなニーズの提起があれば、条約相手国の選定に当たっては、それらも踏まえる必要がある。

社会保障協定への対応がその一例である。近年、我が国は複数の国との間で社会保障協定を締結し、自国民が相手国に赴任した場合であっても、相手国の社会保障制度には加入せずに自国の社会保障制度に加入し続けることで済ませられる（本来強制的に徴収される相手国の保険料を免除すること）を合意してきている。これに関連し、OECD等の場では、人材の相互交流を活発にするという観点から、取扱いを一步進め、赴任先国の所得の計算に際して自国で支払っている社会保険料の控除を認めることとしてはどうかとの意見もあり、この問題をどの国を相手にどのように取り扱うのかということが新たな検討課題となっている。今般のフランスとの間の条約交渉はまさにこの問題が交渉開始の契機となっており、基本合意の中には我が国としては

初めての本問題への対応が盛り込まれている。

(注) 多様化・複雑化する経済活動の実態を追いかける形での対応が求められる例としてはこのほかにもパートナーシップや特別目的会社（SPC）といった多様な形態を通じての活動に伴う二重課税のリスクを排除するための規定の整備があげられよう。日・米新租税条約はそういった意味でも先駆的な条約であり、この規定を初めて導入した。

税務執行当局からのニーズの一例としては、税務当局間の情報交換ネットワークの整備・拡充というものがある。いわゆるタックス・ヘイブンとの間で実効性ある情報入手経路を確保することは税務当局にとり多大な関心事項である。近年は、タックス・ヘイブン自身も透明性（トランスパレンシー）、情報交換の重要性を十分に認識するようになってきており、これに関連して昨年11月にオーストラリアのメルボルンで開催された OECD のグローバル・フォーラムにも数多くのタックス・ヘイブンから参加があったところである。我が国はこれまで軽課税国との間では租税条約を締結しない方針であり、この方針は今後も維持されることとなろうが、他方で、OECD が2002年にとりまとめたモデル情報交換協定のように、情報交換に特化した税に関する条約についてどう考えるかというのも新たな検討課題となっている。

以上、租税条約を交渉する相手国を選定するにあたって参考とすることが考えられるいくつかの視点を例示してきたが、あえ

て大上段に議論するとすれば、より大局的な立場に立ち、相手国からの租税条約締結の要請に応えることが両国間の良好な関係の維持に繋がり国益にも資するといったような局面までも考えられようが、紙幅にも限りがあるので、私の個人的な整理もここまでとしておきたい。

第3. 最後に

本稿を締めくくるに際し、租税条約交渉があくまでも「交渉」であり、双方が満足してはじめて具体的な成果を生むことができるということからくる、もう一つ重要な視点を挙げることにしたい。それは、交渉妥結の可能性である。我が国からみて租税条約交渉の必要性がいくら高くても、条約交渉相手国側の我が国への関心の度合いが低いような場合や、相手国と我が国との租税条約ポリシーが妥協の余地がないほど乖離しているような場合には、仮に交渉を開始しても妥結には至らず、徒労に終わってしまうリスクが大きいのである。したがって、我が国として条約交渉の相手国の候補を絞り込んだ後も、実際の条約交渉開始までには、相手国への打診、妥結可能性の分析といった作業を経る必要があるのである。

財務省主税局参事官室は、今後とも、我が国にとり意義のある相手を租税条約の交渉相手国として選び、その国との間で充実した内容となる交渉を迅速に完了させるべく最大限の努力をしまいたい。

(平成18年7月記)